

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (天屋集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25.93	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25.93	ha
② 田の面積	18.89	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.04	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.18	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.18	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計		ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		ha
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本集落は、中山間地域であることから水稻以外にもそばの作付けをしている経営体も多い。

また、集落内の認定農業者は1経営体のみとなっており、他集落の認定農業者が耕作している農地も多い。その他に集落内に専業農家はおらず、兼業で自らが耕作している農業者が主である。

鳥獣の出没も多く、田畑の掘り起しや作物の食害なども深刻である。

【課題】

・後継者未定の農業者が多く、農地も傾斜地が多いため、農地を今後どうしていくか早急に考える必要がある。

・集落内の大多数が、今後、農地を貸し出す立場になった場合、集落内には担い手が不足しているため、近隣集落の農業経営体をお願いしたいと希望している。

・地域内農地での水利環境の改善と用排水路整備が必要である。

・鳥獣被害防止のため集落全体での電気柵設置を検討し、鳥獣の侵入を防ぐ対策が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・集落内の農地は近隣集落の担い手を中心に集約するとともに、農家と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め、集落農業を維持・発展させる。

・水路等の維持管理について、中山間支払制度及び多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むことで維持費を確保する。また、管理体制については、現役の農家だけでなく、農作業委託者等、そしてリタイアした農家も経験・知識を活かしたサポートをし、集落一体となって管理していく。

・補助事業を活用し電気柵の設置を目指す。設置後は集落全体で維持管理を継続し、必要があれば各自で電気柵を設置するなどクマやイノシシ等の鳥獣害対策に組織的に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

近隣集落の担い手を中心に集約し、水田、畑の農地利用を進める。また、離農する方がいる場合は農地中間管理機構を通して担い手への農地の集積・集約化を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	67.41	%	将来の目標とする集積率	85	%
--------	-------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

集約化が進んでいる農地においても、飛び地で耕作者が異なる農地が存在する。将来発生しうる農業リタイア農地については、近隣集落の担い手を中心に協議を進め、農地の集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
近隣集落の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備には取組まず、担い手への集積、集約化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除作業や追肥など、大規模農家が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①補助事業を活用した広域的な電気柵設置をめざし、設置後は、鳥獣被害対策を継続できるよう、設置から管理まで組織的に行う。
⑦只見川土地改良区を中心として広域な多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、中山間支払制度と併用しながら農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)						
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考		
認農		水稻、そば	3.72 ha		ha	水稻、そば	4.35 ha		ha	A	
認農		複合経営	0.58 ha		ha	複合経営	0.61 ha		ha	B	
認農		水稻、そば	0.19 ha		ha	水稻、そば	0.19 ha		ha	C	
利用者		そば	0.5 ha		ha	そば	0.5 ha		ha	D	
利用者		水稻、そば	1.3 ha		ha	水稻、そば	1.77 ha		ha	E	
利用者		水稻等	1.59 ha		ha	水稻等	1.59 ha		ha	F	
利用者		水稻等	1.09 ha		ha	水稻等	1.09 ha		ha	G	
利用者		水稻等	2.68 ha		ha	水稻等	2.68 ha		ha	H	
利用者		水稻等	0.97 ha		ha	水稻等	0.97 ha		ha	I	
利用者		水稻等	0.99 ha		ha	水稻等	0.99 ha		ha	J	
利用者		水稻等	1.18 ha		ha	水稻等	1.23 ha		ha	K	
利用者		水稻等	0.61 ha		ha	水稻等	0.61 ha		ha	L	
利用者		水稻等	0.46 ha		ha	水稻等	0.46 ha		ha	M	
利用者		水稻等	1.47 ha		ha	水稻等	1.47 ha		ha	N	
利用者		水稻等	0.15 ha		ha	水稻等	0.15 ha		ha	O	
計	15経営体		17.48 ha	0	ha		18.66 ha	0	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。